

演出空間で働く人たちへ
(安全教育の必要性についてシリーズ1.)

私たちの職業はサービス業として区分けされていますが、現場では建設・土木現場と同じ資材を足場の材料として扱っています、そして所属の違うスタッフが混在し短時間に作業内容が変化する混在作業場となっています。

混在業務の中で事故が起きないようにするため、安全衛生法では安全衛生管理体制としていくつかの義務付けがされています、危険性のある混在業務として安全委員会では今年からシリーズで「安全衛生教育」を皆さんと勉強して事故を起こさない職場作りをしましょう。

厚生労働省令等で新たな働き方改革なるいくつかのテーマが出ました。企業にとっても個人事業主にとっても厳しい内容は変わりません。こうした改革を進める上で、労働安全衛生法上、労働者の安全と健康的な職場環境の向上は続けなければなりません。

そのために、危険性や有害性などの成分を取り扱う作業には、十分な注意をしなければ健康だけでなく、命に関わることのあることを心し、安全衛生に注意しなければなりません。

安全衛生教育とはどのような教育なのか、また、安全衛生教育や安全作業教育には、「**安全衛生責任者**」が重要になります。

労働者が安全に働けることができるように、事業者が責任者や作業者に必要な教育を行っていくことが大切になります。

そこで個人事業主（フリー）会員・企業に所属の会員それぞれが理解し何を行えば良い結果を出すことができるのか、最低限どの様な教育が適切なのか、一緒に考えて見ましょう。

●シリーズ1 「安全衛生責任者」について

1. 安全衛生責任者教育

「安全衛生責任者の役割」

「安全衛生責任者」とは一言でいえば、“現場全体を管理する”仕事のことです。労働安全衛生第16条によると、安全衛生責任者を選ばなければならない業種は建設業・造船業といったものであり、統括安全衛生責任者との連絡、調整をおこなうことと記載されています。

主な業務は以下のとおりです。

- 統括安全衛生責任者との連絡

- 統括安全衛生責任者から受けた連絡をその場の関係者へ伝える
- 仕事場の衛生管理
- 作業計画の提案・調整
- 労働災害を引き起こさないかどうかの確認

現場の衛生管理をまとめる大切な役割を担っているのでスムーズに統括安全衛生責任者とコミュニケーションをとっていかなければなりません。

そして、分かりやすくその場の労働者や関係者に伝えていくことが大切です。

つまり、統括安全衛生責任者と仕事場をつなぐ役割をもっていることになります。

安全衛生責任者は安全衛生についての知識や情報はもちろん、全体をしっかりと把握する管理能力も必要とされます。

「安全衛生責任者はなぜ必要なのか？」

建設業や造船業はいくつもの事業者が協力（演出空間も混在作業）しておこなうケースが多々あります。

そのような場所で働く人たちすべてを管理し、衛生面での安全を確保するためには安全衛生責任者が欠かせません。

混在作業をおこなうとどうしても事がスムーズに運ばず、労働災害を引き起こしてしまう傾向がみられます。

労働災害が発生すると工事が中止になる可能性もあり、労働衛生責任者が責任をもって防いでいかなければなりません。

現場全体を把握するために必要不可欠な存在だということを覚えておいてください。

また、労働衛生責任者はその場を直接指示することになる「職長」が兼任する場合があります。

「教育と訓練内容について」

安全衛生管理者教育の内容は、主に「教育」と「訓練」の2つ。

教育においては、専門的な知識や情報を学び、訓練においては実技が主な内容です。

- 作業方法の決定・適切な労働者の配置
- 監督・指導方法
- 危険・有害性が発生したときの措置法
- 異常時における対処法
- 労働災害防止活動
- 安全衛生責任者としての職務
- 統括安全衛生管理の進め方

などなど、これらが安全衛生管理者教育内容となっています。

この内容に沿って訓練もおこなわれることでしょう。

安全衛生管理者教育は、各都道府県でおこなわれており、2日～3日程度で知識を叩き込まれ、安全衛生管理者または職長として働くことができます。

対象者は、職長の職務についている方、安全衛生責任者に選任される予定の方と決まっているため、必ず確認してくださいね。

「安全衛生責任者を選出しなければならない業種」

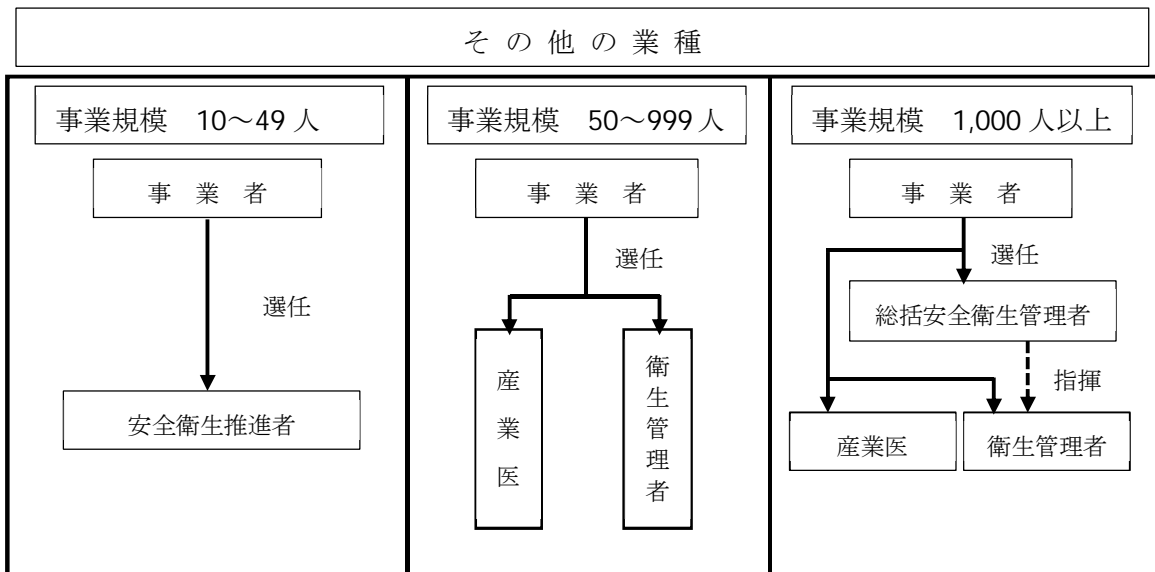
安全衛生責任者を選出しなければならない業種は労働者数によって変わることを知っていますか。

例えば、100人以上が働いている林業・鉱業・建設業・運送業・清掃業、300人以上働いている製造業・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・家具・健具・じゅう器等卸売業・各種商品卸売業・ゴルフ場業・自動車整備業・燃料小売業・旅館業などなど、本当にたくさんの業種があります。

自分がどのような職場で働いているのか、安全衛生責任者を選出しなければならない業種なのか確認してみてください。

私たちの業種は(サービス業)その他の業種に分類されます。

事業規模別・業種別安全衛生管理組織



●安全衛生管理者

- ・資格が必要（免許）

●安全衛生推進者

第十二条の二事業者は、第十一条第一項の事業場及び前条第一項の事業場以外の事業場で、厚生労働省令で定めるところにより、安全衛生推進者（第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生推進者）を選任し、その者に第十条第一項各号の業務（第二十五条の二第二項の規定により技術的事項を管理するものを選任した場合においては、同条第一項各号の外に該当するものを除くものとし、第十一条第一項の政令で定める業種以外の業種の事業場にあつては、衛生に係る業務に限る）を担当させなければならない。

- ・業務に精通している者（選任）

●第十四条、作業主任者

政令で定めるものについては、都道府県労働局長の免許を受けた者又は都道府県労働局長の登録を受けた者が行う技能講習を修了した者のうちから、厚生労働省令で定めるところにより、当該作業の区分に応じて、作業主任者を選任し、その者に当該作業に従事する労働者の指揮その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

（足場組立て解体及び変更等作業に係る場合、高さ5mを超える作業場所である場合等。）

- ・業務に精通している者（選任・職長）

●第十六条、安全衛生責任者

第十五条第一項又は第三項の場合において、これらの規定により統括安全衛生責任者を選任すべき事業場以外の請負人で当該事業を自ら行う者は、安全衛生責任者を選任し、その者に統括安全衛生責任者との連絡その他の厚生労働省令で定める事項を行わせなければならない。

- ・業務に精通している者（選任・職長）

●安全管理者等に対する教育

第十九条の二 事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又これらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

「職長とは」(政令で定める業務 労働安全衛生法施行令第 19 条)

事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった**職長は、その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者**(作業主任者を除く。)に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、**安全又は衛生のための教育**を所定の時間以上行なわなければならない(労働安全衛生法第 60 条)。

当該職務に初めて就く時に受講し、おおむね 5 年ごとに能力向上教育に準じた教育(再教育)を定期的に行うよう求められている(平成 3 年 1 月 21 日基発第 39 号)。

なお、所定の事項の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認められる者については、当該事項に関する教育を省略することができ、全職種の特級**技能士**を有する者は「職長等に対する安全又は衛生のための教育事項」の全部が省略される。

「職長教育のプログラム」

1. 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
・ (2 時間)
 - ①作業手順の定め方
 - ②労働者の適正な配置の方法
2. 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。 (2.5 時間)
 - ①指導及び教育方法
 - ②作業中における監督及び指示の方法
3. 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 (4 時間)
 - ①危険性又は有害性等の調査の方法
 - ②危険性又は有害性等の調査の結果に基づき講ずる措置
 - ③設備、作業等の具体的な改善の方法

4. 異常時・災害発生時における措置に関するこ
と。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
・・・ (1.5 時間)

- ①異常時における措置
- ②災害発生時における措置

5. その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関するこ
と。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (2 時間)

- ①作業に係る設備及び作業場所の保守管理の方法
- ②労働災害防止について関心の保持及び労働者の創意工夫を引き出
す方法

「政令で定める業務」とは、（労働安全衛生法施行令第19条）

- ・建設業 ・新聞 ・出版業 ・製本業及び印刷物加工業
- ・ガス業 ・自動車整備業 ・機械修理業

まとめ

安全衛生教育について一部ですが、説明してきました。

危険性及び有害性のある物質等を扱っている職場で働いている人には必ず特別教育等及び安全衛生教育を受けておかなければなりません。

とくに、危険な地域ではそれ以上に専門的な知識が必要となるので注意してください。

- 安全衛生教育は安全に働くためには必要不可欠な知識
- 働く環境によって適切な教育内容がある
- 対象者によって教育内容は違う
- 労働災害を未然に防ぐために大切
- 安全衛生団体等が主催している説明会・講習会がある
- 現場の全体の衛生面を管理する安全衛生責任者
- 安全衛生責任者を選任しなければならない業種は労働者数によって変わる

まとめると以上ようになりました。

危険な場所での作業に関わる事業者・労働者・職長すべての人が安全衛生教育についての知識を身につけておく必要があります。

自分は教育をきちんと受けているのかどうか確認し、もし受けていないのであれば会社に問い合わせしてみてください。

そして、各都道府県でも衛生教育についての講習会を開いているので参加してみると良いでしょう。